

## ◆下水道使用料の改正について◆

### 【公共下水道事業・農業集落排水事業等】

#### ●使用料の改定

現在の使用料は、同じ下水道事業という市民サービスでありながら、事業別及び地域別に異なった料金体系になっており、公平性を保つために 10 月の排除汚水量に係る使用料から改定（統一）を図ります。

#### ●使用料を統一する理由

各家庭や事業所から下水道に流れ込んだ汚水は、下水道管を通過して下水道処理場（浄化槽）に流れ込み、きれいな水に戻して河川に放流しています。そのためには、下水道管の補修や下水処理場（浄化槽）の維持管理費が必要になります。この維持管理費は、下水道施設を利用している方からの収入でまかなわなければなりません。現在の料金では収入が不足し、市の税金で補てんしている状況です。そこで、経営の健全化を促進し経営基盤の強化を図るために使用料の改定を行い、できるだけ維持管理費を利用者からの収入でまかなえるようにするものです。

今回の改正では、公共下水道事業、集落排水事業等については、使用料の算定方法を統一したうえで、料金改定を行います。浄化槽事業については、専用住宅等及び事業所等の使用料金を統一します。

#### ◆新下水道使用料【公共下水道・農業集落排水等】

（月額/消費税込み）

区 分	汚水量 (m <sup>3</sup> )	使用料
基本使用料	5m <sup>3</sup> まで	735円
超過使用料 (1m <sup>3</sup> につき)	6m <sup>3</sup> ~10m <sup>3</sup>	105円
	11m <sup>3</sup> ~20m <sup>3</sup>	136.5円
	21m <sup>3</sup> ~30m <sup>3</sup>	147円
	31m <sup>3</sup> ~40m <sup>3</sup>	157.5円
	41m <sup>3</sup> ~50m <sup>3</sup>	168円
	51m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	178.5円
	101m <sup>3</sup> 以上	189円

#### ◆改定の概要 [公共下水道、農業集落排水等（農集・林集・簡易排水）]

- ① 1人世帯などの少量利用者へ配慮し、基本汚水量を 5m<sup>3</sup>に引き下げます。
- ② 汚水量の区分を細分化します。
- ③ 使用料の算定根拠となる排除汚水量は、水道の使用水量に統一します。

※西木地区は、人数制で料金算定していましたが、改定後は水道の使用水量を基に料金算定します。

◆使用料の算定方法

区 分	下水へ流した汚水量の根拠
1. 市の水道水のみを使用した場合	水道メーターの使用水量が排除した汚水の量になります。
2. 井戸水のみを使用した場合	<p>●井戸用のメーターを設置している場合 メーターの検針水量が排除した汚水の量になります。</p> <p>●井戸用のメーターを設置していない場合 家族人員数、従業員数を基準に市が認定した水量になります。 ※認定水量は、家族の人数×6m<sup>3</sup>です。(認定水量は1人1ヶ月6m<sup>3</sup>)</p>
3. 市の水道水と井戸水を併用して使用した場合	<p>●井戸用メーターを設置している場合 「市の水道水の使用水量」に「井戸用メーターの検針水量」を加減した量になります。</p> <p>●井戸用メーターを設置していない場合 「市の水道水の使用水量」と「井戸の認定水量」を比較して、どちらか多い方の水量が排除した汚水の量になります。 ※認定水量は、家族の人数×6m<sup>3</sup>です。(認定水量は1人1ヶ月6m<sup>3</sup>)</p>
4. 生活排水の一部を下水に流していない場合	台所、風呂、洗面、トイレ等の一部が下水へ接続になっていない場合でも、水道・排水用メーターの検針水量が汚水量になります。なお、下水へ流れない量が確認できる場合は、その量を差し引きます。

**注意** ※井戸用メーター（子メーター）は、個人の費用で設置して頂き、有効期間（8年）を経過した時は、メーターを取り替えなければなりません。

◆新旧使用料の比較表（消費税込み）

【公共下水道・農業集落排水事業等】

（月額使用料）

地区名	汚水量	5m <sup>3</sup>	10m <sup>3</sup>	20m <sup>3</sup>	30m <sup>3</sup>
角館地区	改定前	1,260 円	1,260 円	2,625 円	4,095 円
	改定後	735 円	1,260 円	2,625 円	4,095 円
田沢湖地区 （生保内）	改定前	987 円	987 円	2,037 円	3,192 円
	改定後	735 円	1,260 円	2,625 円	4,095 円
田沢湖地区 （田沢）	改定前	1,260 円	1,260 円	2,625 円	4,095 円
	改定後	735 円	1,260 円	2,625 円	4,095 円
西木地区	改定前	/	/	2,982 円	/
	改定後	735 円	1,260 円	2,625 円	4,095 円

※西木地区の改正前（1ヶ月当たりの使用水量は、3人で概ね20m<sup>3</sup>となっています）

【参考】改定後の使用料早見表

(月額使用料)

汚水量 (m <sup>3</sup> )	使用料金 (円)						
1m <sup>3</sup>	735 円	11m <sup>3</sup>	1,396 円	21m <sup>3</sup>	2,772 円	35m <sup>3</sup>	4,882 円
2m <sup>3</sup>	735 円	12m <sup>3</sup>	1,533 円	22m <sup>3</sup>	2,919 円	40m <sup>3</sup>	5,670 円
3m <sup>3</sup>	735 円	13m <sup>3</sup>	1,669 円	23m <sup>3</sup>	3,066 円	45m <sup>3</sup>	6,510 円
4m <sup>3</sup>	735 円	14m <sup>3</sup>	1,806 円	24m <sup>3</sup>	3,213 円	50m <sup>3</sup>	7,350 円
5m <sup>3</sup>	735 円	15m <sup>3</sup>	1,942 円	25m <sup>3</sup>	3,360 円	55m <sup>3</sup>	8,242 円
6m <sup>3</sup>	840 円	16m <sup>3</sup>	2,079 円	26m <sup>3</sup>	3,507 円	60m <sup>3</sup>	9,135 円
7m <sup>3</sup>	945 円	17m <sup>3</sup>	2,215 円	27m <sup>3</sup>	3,654 円	70m <sup>3</sup>	10,920 円
8m <sup>3</sup>	1,050 円	18m <sup>3</sup>	2,352 円	28m <sup>3</sup>	3,801 円	80m <sup>3</sup>	12,705 円
9m <sup>3</sup>	1,155 円	19m <sup>3</sup>	2,488 円	29m <sup>3</sup>	3,948 円	90m <sup>3</sup>	14,490 円
10m <sup>3</sup>	1,260 円	20m <sup>3</sup>	2,625 円	30m <sup>3</sup>	4,095 円	100m <sup>3</sup>	16,275 円

※汚水量とは、水道水を使用している場合は、使用水量です。

【浄化槽事業】

●使用料の統一

現在の使用料は、同じ浄化槽事業でありながら、地域で異なった料金体系になっており、公平性を保つために10月の世帯員数に係る使用料から統一を図ります。

◆新下水道使用料【浄化槽事業】

(月額/消費税込み)

区 分	使用料
専用住宅及び併用住宅等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本使用料 1,575 円</li> <li>世帯員割額 1人につき 525 円</li> </ul>
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本使用料 3,150 円</li> <li>従業員等割額 1人につき 525 円</li> </ul>

◆新旧使用料の比較表 (消費税込み)

【浄化槽事業】(一般家庭の場合)

(月額使用料)

地区名	世帯員数	1人	2人	3人	4人	5人
角館地区	改定前	2,100 円	2,625 円	3,150 円	3,675 円	4,200 円
	改定後	2,100 円	2,625 円	3,150 円	3,675 円	4,200 円
田沢湖地区	改定前	2,100 円	2,625 円	3,150 円	3,675 円	4,200 円
	改定後	2,100 円	2,625 円	3,150 円	3,675 円	4,200 円
西木地区	改定前	1,974 円	2,478 円	2,982 円	3,486 円	3,990 円
	改定後	2,100 円	2,625 円	3,150 円	3,675 円	4,200 円